

## 住民税について ～所得税との比較～

毎年 6 月になるとその年度の住民税の納付が開始します。そこで、今回は住民税の基礎知識及び計算方法(主に所得税の計算との相違点)について紹介します。

## 【住民税とは】

住民税は、毎年 1 月 1 日時点で住所を有する都道府県と市区町村に対して納めます。この都道府県と市区町村に納める税金(都道府県民税・市区町村民税)を総称して「住民税」といいます。

## 【住民税の計算】 ※住民税の計算は各自治体が行うため個人で計算する必要はありません。

住民税は主に「均等割」と「所得割」の合計金額により計算されます。(その他に利子割・配当割・株式等譲渡所得割もありますが、ここでは割愛します。)

「均等割」…非課税となる人を除いてすべての人が同額を負担します。

(都道府県 1,500 円 + 市区町村 3,500 円 = 合計 5,000 円)

「所得割」…前年度の所得金額から基礎控除・配偶者控除などの所得控除を差引き、これに一律 10%(都道府県 4%、市区町村 6%)の税率を乗じて算出します。

## 【所得控除額の比較】

所得控除の金額は医療費控除・社会保険料控除以外のほとんどが所得税と異なります。

(例)

所得控除の種類	所得税の控除額	住民税の控除額
生命保険料控除	最高 10 万円	最高 7 万円
配偶者控除(一般)	38 万円	33 万円
扶養控除(一般)	38 万円	33 万円
基礎控除	38 万円	33 万円

## 【計算例】(所得税と住民税の比較)

(例)前年の給与所得及び所得控除額の内訳

給与所得：266 万円(年間給与収入 400 万円)

所得控除額：160 万円(社会保険料控除 36 万円、生命保険料控除 10 万円、配偶者控除 38 万円、扶養控除 38 万円、基礎控除 38 万円)

## 所得税の税額

課税所得金額(266 万円 - 160 万円) × 税率<sup>※1</sup> 5% = 53,000 円

※1 税率は課税所得金額により異なります。

## 住民税の税額(調整控除は無視しています。)

課税所得金額(266 万円 - 142 万円)<sup>※2</sup> × 税率 10% + 均等割り 5,000 円 = 129,000 円

※2(社会保険料控除 36 万円 + 生命保険料控除 7 万円 + 配偶者控除 33 万円 + 扶養控除 33 万円 + 基礎控除 33 万円)

## 【まとめ】

一般的に住民税が「高い」と思われるのは、上記のようにある一定の収入額までは所得税率が 5%であるのに対し、住民税の税率は一律 10%であることが大きな要因と言えます。更に所得控除額が少ないことも一因となっています。また、通常は「均等割」もあるため、所得税が 0 円なのに住民税は発生するというようなこともあります。

(注)住民税の計算は自治体により異なることがありますので、詳しくは各自治体にご確認ください。